

# **佐倉市耐震改修促進計画（素案）**

平成20年2月

佐 倉 市

## 目次

はじめに	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 対象区域	1
5 対象建築物	1
 第1 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
1 想定される地震の規模、被害の状況	2
(1) 想定される地震の規模等	2
(2) 被害の特徴	2
(3) 被害の概要	3
2 耐震化の現状	5
(1) 既存建築物棟数	5
(2) 耐震化の現状	5
ア 住宅・特定建築物の現状	5
イ 市有建築物	6
3 耐震改修等の目標の設定	7
(1) 市有建築物	7
ア 市有建築物の耐震化の考え方	7
イ 整備目標	7
(2) 民間建築物	7
4 市有建築物の耐震化の情報開示	7
 第2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	8
1 基本的な取組み方針	8
2 支援策の概要	8
3 安心して耐震改修できる環境整備	8
4 地震時の総合的な安全対策	9
(1) エレベーターの閉じ込め対策	9
(2) 落下物対策	9
(3) ブロック塀対策	9
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	9
(1) 耐震化を優先すべき市有建築物	9

(2) 耐震化を優先すべき民間建築物	1 1
6 優先的に耐震化すべき区域の設定	1 1
(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路	1 1
(2) その他の道路の現況把握等について	1 1
(3) 耐震化を重点的に促進する地域	1 1
 第3 啓発及び知識の普及	1 3
1 地震ハザードマップの作成・公表	1 3
2 相談体制の整備・情報提供の充実	1 3
3 パンフレットの配布、相談会の開催	1 3
(1) パンフレットの配布	1 3
(2) 相談会の開催	1 4
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	1 4
5 家具の転倒防止策の推進	1 4
6 自治会等との連携策・取組み支援策	1 4
 第4 所有者に対する指導、指示等	1 5
1 指導、助言の実施	1 5
2 指示、公表の実施	1 5
3 建築基準法による勧告・命令	1 5
4 防災査察等の活用	1 5
5 定期報告制度の活用	1 5
 第5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	1 6
1 関係団体との連携	1 6
2 その他	1 6

## 参考資料

資料1 本計画の特定建築物	1 7
資料2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 基本的な方針（国土交通省）	1 8
資料3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	2 5
資料4 佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事 補助金交付要綱	3 2
資料5 市有特定建築物リスト	3 6

## はじめに

### 1 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434名の尊い生命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、近年、新潟県や福岡県などで大規模な地震が頻発し、いつどこで大地震が起きてもおかしくないと認識が広がっています。

建築物の倒壊等の被害は、人的被害を引き起こすだけでなく、火災の発生や多数の避難者の発生、救助活動の妨げの要因ともなるため、建築物の耐震改修については、社会全体の国家的な緊急課題となっています。

佐倉市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、このような状況を踏まえ、市内既存建築物の耐震化に向けた施策を計画的かつ総合的に進め、それによって大規模地震発生時の人的被害、経済的被害を最小限に抑え、災害に強い安全なまちを実現することを目的として定めるものです。

なお、国、県が管理する建築物については、それぞれの機関が独自の方針、計画に基づき耐震改修を進めていくため、本計画の対象外とします。

### 2 計画の位置付け

本計画は、平成18年に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）第5条第7項の規定により策定します。

また、国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）、千葉県耐震改修促進計画、千葉県地域防災計画を勘案しつつ、市の上位計画である佐倉市地域防災計画等との整合を図ります。

### 3 計画期間

本計画は、平成20年度から平成27年度までを計画期間とします。

なお、本計画については、社会状況の変化等を踏まえて計画内容や進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 4 対象区域

本計画の対象区域は、佐倉市の全域とします。

## 5 対象建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震設計基準が施行された昭和56年6月1日より前に建築された建築物で、現行の建築基準法の規定に適合しない住宅及び特定建築物（※）とします。

これは、阪神・淡路大震災の事例をもとに、新耐震設計基準に適合しない住宅及び特定建築物に多くの被害が見られたことによるものです。

※本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第6条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物とします。資料1参照。

## 第1 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況（『千葉県地域防災計画』による。）

#### （1）想定される地震の規模等

千葉県地域防災計画（平成18年度版）においては、海溝型地震3ケースと直下型地震4ケースの、あわせて7ケースを想定しています。

##### ア 海溝型地震

海溝型地震については、実際過去に発生し、千葉県に大きな被害をもたらした元禄地震（マグニチュード8.2）及び関東地震（マグニチュード7.9）と、発生が危惧されている東海地震（マグニチュード8.0）の3つの地震を想定しています。

##### イ 直下型地震

直下型地震の想定震源地としては、県北西部、県北東部、県西部、県中央部の4ケースを考え、地震の規模はマグニチュード7.2、震源の深さは20キロメートルと想定しています。

#### （2）被害の特徴

##### ア 地震動

海溝型の地震の場合は、元禄地震のケースでは県域のほとんどが震度6弱以上になります。関東地震のケースでは県南辺部、東京湾岸、印旛・手賀沼周辺、利根川沿いの低地及び九十九里平野南部等で震度6弱となり、それ以外の地域でほぼ震度5強となります。東海地震のケースでは、震度6弱となる地域はほとんどなく、ほぼ全域が震度5強となり、銚子付

近で震度4になります。

直下型地震の場合は、震央から半径30キロメートル以内の低地及び震央から20キロメートル以内の台地で震度6弱以上となる場合があり、それ以外の地域ではほぼ震度5弱となります。

#### イ 液状化

液状化については、東京湾岸の埋立地、印旛沼、手賀沼周辺の低地、利根川、江戸川、養老川、小櫃川、小糸川等に沿った低地で特に液状化の危険性が高く、直下型地震では、これらに加え震央に近い場合は利根川沿いの低地や九十九里南部の河川沿いの低地において危険度が高くなります。

#### ウ 斜面崩壊

斜面崩壊について、県南部の房総丘陵は表層地盤が安定しているため崩壊の危険性は少ないですが、下総台地の縁辺部や房総丘陵の北部での斜面崩壊の危険性が高いです。

直下型地震の場合、1,400から6,900箇所の崩壊が発生し、特に県中央部直下を震源とした場合には、下総台地縁辺部等に多くの斜面崩壊が発生します。

関東地震、元禄地震を想定した場合は、県内で約10,000件前後の斜面崩壊が発生すると予測され、県南部の房総丘陵でも多くの斜面崩壊が発生すると見込まれます。

### (3) 被害の概要（千葉県全体）

#### ア 海溝型地震の人的被害、建物被害

表1-1 海溝型地震の被害の概要

想定地震	元禄地震	関東地震	東海地震
(1) 人的被害			
ア 死者	10,100人	4,800人	300人
イ 負傷者	15,100人	8,500人	400人
(2) 木造建築物の被害			
ア 全壊	28,300棟	23,900棟	1,400棟
イ 半壊	150,300棟	121,600棟	6,700棟
(3) 建物焼失数	48,400棟	28,000棟	—

(元禄地震ケース)

※鉄筋コンクリート造については、1,400棟の大破が想定されます。

※鉄骨造については、5,100棟の大破が想定されます。

## イ 直下型地震の人的被害、建物被害

表 1-2 直下型地震の被害の概要

想定震源域	県北西部	県北東部	県西部	県中央部
(1) 人的被害				
ア 死者	3,400 人	3,700 人	6,500 人	7,300 人
イ 負傷者	5,900 人	6,500 人	11,400 人	12,900 人
(2) 木造建築物の被害				
ア 全壊	8,500 棟	7,600 棟	15,300 棟	18,000 棟
イ 半壊	20,000 棟	21,000 棟	35,300 棟	45,600 棟
(3) 建物焼失数	39,700 棟	43,300 棟	79,900 棟	87,300 棟

※佐倉市は、震源域が県中央部の場合に最も大きな影響を受けることが想定されます。

※鉄筋コンクリート造については、県中央部のケースで1,800棟の大破が想定されます。

※鉄骨造については、県中央部のケースで3,300棟の大破が想定されます。

## ウ その他の被害

表 1-3 その他の被害の概要

想定地震	直下型地震 (県北西部ケース)	直下型地震 (県中央部ケース)	海溝型地震 (元禄地震)
(1) 窓ガラス等の落下	12,800 棟	—	16,100 件
(2) ブロック塀被害	—	100,600 件	129,600 件
(3) 石塀被害	—	25,600 件	30,300 件

## 2 耐震化の現状

### (1) 既存建築物棟数

佐倉市内の建築物総数は、平成19年11月時点で60,199棟です。

昭和56年以前の古い耐震基準の建築物は、24,160棟で、このうち佐倉市所有の公共建築物が213棟、民間建築物は23,947棟です。構造別では、木造建築物が21,586棟、非木造建築物が2,574棟です。

表1-4 既存建築物棟数

(平成19年11月現在)

区分	総数	うち昭和56年 以前		
			木造	非木造
公共建築物（市有）	556棟	213棟	73棟	140棟
民間建築物	59,643棟	23,947棟	21,513棟	2,434棟
合計	60,199棟	24,160棟	21,586棟	2,574棟

(出典：佐倉市建築指導課調べ（課税台帳等による）)

### (2) 耐震化の現状

#### ア 住宅・特定建築物の現状

##### (ア) 住宅（『平成15年住宅・土地統計調査』より）

市内の住宅数は約60,000戸で、うち木造約44,000戸、非木造約16,000戸と推測されます。

そのうち、昭和55年以前のものは、約15,000戸、うち木造約13,000戸、非木造約2,000戸です。

住宅全体の耐震化率は約76%と推測されます。

##### (イ) 特定建築物

平成18年度末現在における市内の特定建築物（資料1参照）の棟数は、市有建築物が109棟、民間建築物が183棟、あわせて292棟です。

このうち昭和56年以前の建築物は、市有建築物が44棟、民間建築物が29棟、あわせて73棟です。

特定建築物全体の耐震化率は約79%で、市有建築物が約72%、民間建築物が約84%です。

## イ 市有建築物

平成18年度末現在における市有建築物の総棟数は、556棟であり、そのうち昭和56年以前のものは213棟で、耐震化率は68%です。※

表1-5 耐震化の現状

(平成18年度末現在)

区分		総数	うち昭和56年以前	うち補強済等	耐震化率
内訳	住宅	約60,000	約15,000	約930	約76%
	特定建築物	市有	109	44	13
		民間	183	29	0
		合計	292	73	13
市有建築物		556	213	37	68%

※耐震化率とは、住宅全体、特定建築物全体に対して、新耐震基準によるもの、及び旧耐震基準で既に補強済のものなど、耐震性があると考えられるものの割合を指しています。

※民間特定建築物の補強済数については不明のため0としています。

※市有建築物の棟数は、簡易な倉庫や部室等の建物を除いています。

### 3 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるべく、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の約75%から平成27年までに少なくとも90%にすることを目標としています。

#### (1) 市有建築物

##### ア 市有建築物の耐震化の考え方

災害時には、庁舎では被害情報の収集や災害対策指示等が行われ、学校等は広域避難場所として活用されるなど、多くの市有建築物が防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うこととなります。

平常時の利用者の安全確保のみならず、災害時の建築物の機能確保の観点から、市有建築物の耐震化の整備目標を定め、国庫補助の助成制度等を活用して、計画的な耐震化を促進します。

##### イ 整備目標

特定建築物（※）については、財政状況等を十分勘案のうえ、平成27年度までに概ね全ての施設の耐震改修を行うことを目指します。

※特定建築物については、資料1参照

#### (2) 民間建築物

民間建築物の地震対策については、建築物の所有者等が自己の責任において自らの建築物の安全性の確保に努めていくことが原則ですが、市は、建築物の所有者等の耐震化の取り組みができる限り支援するための各種施策を推進し、民間建築物の耐震化率を平成27年までに90%まで改善することを目標とします。

### 4 市有建築物の耐震化の情報開示

市有建築物である特定建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況等については、施設名称、所在地、耐震診断の結果等を公表するものとします。

## 第2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 基本的な取組み方針

市は、市有建築物について、耐震性が明確になっていないものについて耐震診断を順次推進し、耐震性が不足しているものについては、耐震改修を計画的に実施するものとします。

また、民間建築物については、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした取組ができる限り支援するという観点から、建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策を講じ、民間建築物の耐震改修を促進します。

### 2 支援策の概要

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造戸建住宅の耐震化を推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助制度を活用しながら、建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を円滑に実施できるよう支援していきます。(佐倉市木造建築物耐震診断及び木造住宅補強改造工事補助事業)  
※耐震診断については12件／年、耐震改修については6件／年を目標に補助支援します。

表2-1 補助制度の概要

区分	事業名		対象建築物
木造住宅	耐震診断	耐震診断補助事業 (耐震診断の経費の一部補助)	昭和56年5月31日以前に建築されたもの
	耐震補強工事	耐震補強工事補助事業 (耐震補強工事の経費の一部補助)	昭和56年5月31日以前に建築されたもの 耐震評点1.0未満を1.0以上に改修

※補助事業の詳細な内容は、資料4参照

### 3 安心して耐震改修できる環境整備

近年、地震に対する備えについて市民意識は高まりつつありますが、建築物に関する地震の備えについては専門的な知識も必要となるため、理解されにくい部分があります。

市では、建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修の基礎的な知識を身に付け、安心して建築物の耐震化ができるよう関係機関と連携しながら相談会を実施

するとともに、常時相談窓口の設置を行います。

相談会については、(社)千葉県建築士会佐倉支部、(社)千葉県建築士事務所協会印旛支部等と連携し、市内の小学校区を基本単位として、2~3回/年程度実施することを目標とします。また、耐震相談については、都市部建築指導課を窓口とします。

#### 4 地震時の総合的な安全対策

##### (1) エレベーターの閉じ込め対策

建築物の高層化が進む中、エレベーターの設置は必要不可欠な状況となっています。その中で、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人がエレベーター内に長時間閉じ込められる事態が問題となっています。

エレベーターの安全対策としては、建築基準法による定期報告制度を活用し、報告等の機会を捉えて所有者等に対し、緊急時の連絡体制の整備など、エレベーターの閉じ込め防止策を講ずるよう指導を行います。

##### (2) 落下物対策

地震発生時においては、建築物の倒壊だけではなく、建築物に付属する看板や外壁、窓ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。

落下物対策としては、建築基準法による定期報告制度を活用し、報告等の機会を捉えて所有者等に対し、落下の危険がある部分について落下防止対策を施すよう促します。また、特に通行人が多いと考えられる場所は、建築防災週間などの際に所有者等に点検、改善を促します。

##### (3) ブロック塀対策

地震によるコンクリートブロック塀の倒壊により、通行人に危害を与えるケースが過去の地震でも多く見られます。また、倒壊したコンクリートブロック塀により道路が閉塞され、避難・救助の妨げにもなります。

市では、既存の危険なコンクリートブロック塀について、その除却に係る経費の一部を補助します。

(佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除却及び緑化推進事業)

#### 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

##### (1) 耐震化を優先すべき市有建築物

###### ア 優先度の考え方

庁舎、学校等の市有建築物については、災害時において庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、学校は広域避難場所等として活用され

るなど、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることになります。

このため、利用者の日常の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から市有建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めるとともに、整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組む必要があります。

したがって、特定建築物の耐震化に対する整備優先度については、防災上の重要性、建物用途、耐震診断結果、利用形態、構造・規模等を総合的に勘案し定める必要があります。

また、市有建築物の整備計画にあたっては、こうした大規模地震に対する耐震性の向上を図ることはもちろんのこと、個々の施設の機能性や快適性の向上、外壁等の劣化防止対策や老朽化した設備機器の更新、あるいはライフサイクルコストを考慮した経済性や環境負荷への低減策等を総合的に検討する必要があることから、ライフサイクルの視点から施設全体を企画・管理・活用するファシリティマネジメント（※）を計画段階で導入し検討する必要があります。

#### ※ファシリティマネジメント

土地・建物・設備・内外の環境といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から企画・管理・活用する経営管理活動をいう。

#### イ 整備期間

市有建築物における特定建築物の整備は、耐震改修等の目標やその他整備する体制の状況を考慮し、平成20年度から平成27年度までの間にて対応することを目標とします。

なお、整備期間の設定については、施設全体の配置計画や事業工程の状況、あるいは建築物の用途、利用形態等を総合的に考慮する中で、適宜見直しを図ることとします。

#### ウ 整備プログラム

市有建築物の整備は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、別途各施設の整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

※市有特定建築物については、資料5参照

## (2) 耐震化を優先すべき民間建築物

民間建築物については、次項の優先的に耐震化すべき区域において設定する区域内の建築物及び特定建築物について優先的に耐震化を推進します。

## 6 優先的に耐震化すべき区域の設定

### (1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

広域的に災害拠点施設を結ぶ道路の中で、災害時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な役割をなす千葉県地域防災計画に位置付けられた4路線の緊急輸送道路については、沿道建築物の地震発生時の倒壊による道路の閉塞\*による通行障害を防ぐ必要があるため、沿道建築物の耐震化について重点的に啓発促進を図ります。

#### \*道路閉塞させる住宅・建築物

前面道路幅員が12mを超える場合…幅員の1/2の高さを超える建築物

前面道路幅員が12m以下の場合…6mの高さを超える建築物

表2-2 佐倉市内の緊急輸送道路（4路線）

1次路線
・東関東自動車道水戸線
・国道51号線
・国道296号線
2次路線
・主要地方道千葉八街横芝線

### (2) その他の道路の現況把握等について

本計画では建築基準法上の道路を避難路として位置付け、この避難路及び避難路に通じる細街路等の幅員を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。

これに基づき、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について、建築指導とも連携を図りつつ、順次耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

### (3) 耐震化を重点的に促進する地域

直下型地震による木造建築物の被害予測は、県中央部ケースが最も大きく、佐倉市は市域全体がその影響を強く受けることが想定されます。

海溝型地震の場合は、元禄地震のケースでは県域のほとんどが震度6弱以上になることが想定されており、また、印旛沼や河川の付近では液状化の危険性も懸念されることから、佐倉市全域を重点的に耐震化を図る地域とします。

### 第3 啓発及び知識の普及

#### 1 地震ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等の防災意識の啓発のため、発生のおそれがある地震の概要と危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を作成し公表することを目標とします。

#### 2 相談体制の整備・情報提供の充実

市民からの耐震改修等に関する相談については、「佐倉市住宅相談協議会」と役割分担を行い、相談窓口を都市部建築指導課に設置して対応します。

また、市の広報誌やホームページ等により、耐震診断・耐震改修の必要性等を周知するように努めます。

なお、市及び関係機関の相談窓口における相談内容は次のとおりです。

##### ①市

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の説明
- ・耐震改修促進法に関する説明 等

##### ②佐倉市住宅相談協議会※

- ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
- ・具体的な事例に基づく耐震診断及び耐震改修 等

※構成：(社) 千葉県建築組合連合会佐倉支部

(社) 千葉県建築士会佐倉支部

佐倉市建設業災害対策協力会

佐倉商工会議所

佐倉民主商工会

千葉土建一般労働組合佐倉支部

(社) 千葉県建築士事務所協会印旛支部

### 3 パンフレットの配布、相談会の開催

#### (1) パンフレットの配布

建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及・啓発を図るため、パンフレットを市窓口に常備し配布します。

パンフレットの主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震性向上に関する注意喚起
- ・耐震改修等の方法の紹介
- ・自己診断の方法
- ・家具等の落下・転倒防止等、室内空間の安全性確保の方法

## (2) 相談会の開催

住宅の耐震化促進の一環として、耐震化の必要性について市民の理解を深めるため、市主催の無料耐震相談会を、(社)千葉県建築士会佐倉支部、(社)千葉県建築士事務所協会印旛支部等と協力して実施します。特に、地震により倒壊するおそれのある住宅が多く集積する地域については、自治会等と協力し、小学校区単位を基本単位として、2～3回／年程度実施することを目指とします。

## 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

耐震改修工事は、建築物の構造部材を補強するために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事とあわせて耐震改修工事を行なうことは、工事の手間や経済的にも効率的です。

市民から市窓口にリフォームや増改築の相談等があった際には、積極的に耐震改修に関する情報提供を行うとともに、「佐倉市住宅相談協議会」等とも連携し建築物の耐震化を推進します。

## 5 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築部の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

市は、パンフレット等により、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

## 6 自治会等との連携

地域防災においては、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的な意識を持ち、地域住民による組織的な防災活動が有効です。そのため、自主防災組織の構成単位である自治会等とも連携し、耐震相談会などの実施を行っていきます。

## **第4 所有者に対する指導、指示等**

### **1 指導、助言の実施**

民間特定建築物については、耐震診断・耐震改修の実態調査を行い、耐震診断や耐震改修が行われていない建築物の所有者等に対して、耐震化の啓発文書やパンフレット等を送付し、耐震改修促進法第7条第1項による指導・助言を行います。特に、地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある特定建築物については、優先的に実施します。

### **2 指示、公表の実施**

耐震改修促進法第7条第2項で定められた特定建築物のうち、耐震化の取り組みが進まないものについては、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や十分な指導・助言ののち、耐震化に関する計画書の提出等、必要事項を指示するものとします。

また、指示を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく指示に従わない場合は、耐震改修促進法第7条第3項によりその旨を公表する場合もあります。

### **3 建築基準法による勧告・命令**

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策をとらなかつた場合で、建築物が大きく傾いている、不同沈下している、柱、梁、耐力壁等に大きな亀裂又は多数のひび割れが見られる、鉄骨鉄筋のさびが著しい、ボルトが破断している又は緩んでいる場合など、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、建築基準法第10条による勧告や命令を行います。

### **4 防災査察等の活用**

市は、防災査察等の機会を活用して、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修等に関し必要な情報提供を行い、指導し、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

### **5 定期報告制度の活用**

市は、建築基準法に基づく定期報告制度を徹底させ、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修等に関し必要な情報提供を行い、指導し、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

## **第5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

### **1 関係団体との連携**

#### **(1) 千葉県建築防災連絡協議会**

地震時の災害に備え、県及び市町村との緊密な連携のもと、建築物の地震対策等、建築物に関する防災対策の総合的、計画的な推進を図るために設置されています。耐震改修等に係る情報収集や連絡調整等を図ります。

#### **(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会**

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

県内の所管行政庁における指導・助言・指示・公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

#### **(3) 千葉県耐震判定協議会**

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画について、その妥当性を判断している第三者機関です。

耐震改修促進法に基づく改修計画の認定に際して必要となる既存建築物の耐震診断結果及び耐震改修計画の判定については、本協議会を活用しつつ進めることとします。

### **2 その他**

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。

## 参考資料

### 資料 1

### 本計画の特定建築物

	建築物の用途	対象規模
1	ボーリング場、スケート場等	
2	病院、診療所	
3	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
4	集会場、公会堂	
5	展示場	
6	百貨店、その他物販店等	
7	ホテル、旅館	
8	博物館、美術館等	
9	遊技場	
10	公衆浴場	3階以上かつ1000m <sup>2</sup> 以上
11	飲食店、キャバレー等	
12	理髪店、銀行等サービス業含む店舗	
13	停車場、空港ロビー	
14	自動車車庫等	
15	郵便局、保健所、税務署	
16	学校(幼稚園、小学校等を除く)	
17	事務所	
18	卸売市場	
19	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	
20	工場	
21	老人福祉センター等	
22	小学校等	2階以上かつ1000m <sup>2</sup> 以上
23	危険物貯蔵庫、処理場	
24	保育所、幼稚園	2階以上かつ500m <sup>2</sup> 以上
25	体育館	1000m <sup>2</sup> 以上
26	危険物貯蔵場、処理場	

※耐震改修促進法第6条による用途、規模の建築物

## 資料2

### ○国土交通省告示第百八十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年三月）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成ための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

##### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有

者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

## 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

## 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときはその旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかつた場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

## 4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

## 5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

## 6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

## 7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、N P Oとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごと

に関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

# 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

## 1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千百五十万戸（約二十五%）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万户に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって 階数が三以上かつ 延べ面積が千平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約三十六万棟のうち、約九万棟（約二十五%）が耐震性が不十分と推計されている。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五%を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進が必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

### 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

### 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

### 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要な事項

#### 1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二つの目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

### 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定められることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

### 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努

めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

## 5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には 建築基準法第十条第一項の規定による勧告同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

## 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

## 資料3 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(抜粋)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

#### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

#### (基本方針)

第四条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定

### 入居者に対する賃貸に関する事項

- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 特定建築物に係る措置

#### （特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

4 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

## 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
    - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。
  - 四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、

かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第十一條 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 資料4 佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安全で良好な市街地の形成と災害対策の推進を図るため耐震基準に満たない民間建築物を減らすことを目的とし、佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則（平成14年佐倉市規則第56号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する木造建築物耐震診断補助金（以下「耐震診断補助金」という。）及び同条第2号に規定する木造住宅補強改造工事補助金（以下「耐震補強工事補助金」という。）の交付について、規則及び佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断補助事業 耐震診断補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 耐震補強工事補助事業 耐震補強工事補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に基づき、建築士が行う一般診断法による耐震診断（以下「一般診断」という。）又は精密診断法による耐震診断（以下「精密診断」という。）をいう（平成7年建設省告示第2089号に示された方法及びこれと同等と認められた方法を含む。）。
- (4) 補強設計 耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を行うために建築士がまとめた補強計画及び設計図書（仕様書、平面図、詳細図及び耐震補強工事後の建築物に期待できる耐震性の診断について記載されたもの）をいう。
- (5) 耐震補強工事 補強設計に基づき建築物の耐震性を高めるために行う工事をいう。

### (補助の対象となる建築物)

第3条 耐震診断補助事業の対象となる建築物は、規則で定めるものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者自らが居住している昭和56年5月31日以前に建築された戸建木造住宅であること。
- (2) 構造が丸太組構法、建築基準法（昭和25年法律第201号）旧第38条認定及び型式適合認定によるプレハブ工法によるものでないこと。
- (3) 建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するものであって、かつ、昭和56年6月1日以降に増築されていないものであること。
- (4) 当該建築物が存する敷地内の他の建築物を含め、補助金の申請時において建築基準法の集団関係規定等に抵触していないこと。
- (5) 過去に耐震診断補助金の交付を受けていないものであること。ただし、一般診断

について耐震診断補助金の交付を受け、当該耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと診断された建築物について精密診断を行う場合については、規則第2条第1号イで定める額から当該一般診断に係る交付済みの補助金の額を控除した額を限度として耐震診断補助金の交付を受けることができる。

2 耐震補強工事補助事業の対象となる建築物は、前項に規定するもの（第5号を除く。）に該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物であること。
- (2) 耐震補強工事後の建築物に期待できる耐震性の診断が、「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」であること。

（対象となる耐震補強工事補助金に係る経費及び助成額）

第4条 耐震補強工事補助金の対象となる経費は、耐震補強工事及び当該工事部分に係る解体費又は仕上げ（通常使用されている程度のもの）に要する経費とする。

2 耐震補強に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助金額  
規則第2条第2号に定める額
- (2) 税控除額

租税特別措置法（昭和34年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

3 助成に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引くものとし、耐震補強工事補助事業者には同項第1号の額を交付するものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金等交付規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）とする。耐震診断補助金の交付を受けようとする者が申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断事業計画書（別記様式第2号）
  - (2) 案内図
  - (3) 耐震診断に係る見積書の写し
- 2 耐震補強工事補助金の交付を受けようとする者が申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 耐震補強工事事業計画書（別記様式第3号）
  - (2) 案内図
  - (3) 耐震診断の結果（耐震診断補助金の交付を受けている者が耐震診断補助事業の実績報告に添付した場合は、省略することができる。）
- (4) 補強設計

(5) 耐震補強工事に係る見積書の写し

- 3 申請書は、当該補助金の対象となる事業に着手する前に提出しなければならない。  
(交付の決定)

第6条 補助金等交付規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定書（別記様式第4号）によるものとする。

(交付決定後の計画変更の承認等)

第7条 補助金等交付規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請を行おうとする者は、あらかじめ、変更内容について市長と協議を行わなければならない。

- 2 前項による協議の結果、変更の申請を行う場合は、補助事業変更申請書（別記様式第5号）によるものとする。

(実績報告)

第8条 耐震診断補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、耐震診断補助事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 一般診断法による耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された「一般診断法」診断表に相当するもの

(2) 精密診断法による耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された「精密診断法1」診断表に相当するもの

- 2 耐震補強工事補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、耐震補強工事補助事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工前、施工中及び施工後の写真（撮影場所を整理した図面等を含む。）

(2) 使用した材料の仕様等

- 3 前2項の実績報告書の提出は、当該耐震診断又は耐震補強工事の完了後、速やかに行うものとする。

(額の確定)

第9条 補助金等交付規則第14条に規定する額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第8号）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 補助金等交付規則第16条第1項に規定する請求書は、補助金交付請求書（別記様式第9号）とする。

- 2 耐震診断補助事業者及び耐震補強工事補助事業者は、前条の通知を受けた当該年度の3月31日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成21年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

(※様式は省略)

No.	施設名稱	建物名称	所在地	構造	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年	耐震基準	耐震耐震指標 (震度Vs値)	耐震対策
1	佐倉市役所	1号館	海隣寺町	RC	6	7,232	昭和46年 旧	0.50	補強済
2	佐倉市役所	4号館	海隣寺町	RC	3	1,167	昭和48年 旧	0.52	要補強
3	佐倉市役所	社会福祉センター	海隣寺町	RC	3	2,120	昭和60年 新	—	—
4	ミレニアムセンター佐倉	ミレニアムセンター佐倉	宮前	RC	5	4,864	平成12年 新	—	—
5	京成志津駅南口自転車駐車場	自転車駐車場	上志津	S	3	1,391	昭和57年 新	—	—
6	健康管理センター	健康管理センター	江原台	RC	3	1,118	平成4年 新	—	—
7	よもぎの園	よもぎの園	宮前	RC	2	1,000	平成6年 新	—	—
8	根郷保育園	園舎	大崎台	RC	2	1,282	平成3年 新	—	—
9	志津保育園	園舎	西志津	RC	2	1,255	平成5年 新	—	—
10	臼井保育園	園舎	臼井田	RC	2	891	平成8年 新	—	—
11	北志津保育園	園舎	井野	RC	2	1,263	平成11年 新	—	—
12	市営大蛇住宅	第1棟	大蛇町	RC	4	1,857	平成17年 新	—	—
13	市営大蛇住宅	第2棟	大蛇町	RC	4	3,039	平成17年 新	—	—
14	市営大蛇住宅	第3棟	大蛇町	RC	3	2,610	平成18年 新	—	—
15	市営藤沢住宅	第1棟	藤沢町	RC	3	1,145	平成3年 新	—	—
16	市営藤沢住宅	第2棟	藤沢町	RC	3	1,145	平成4年 新	—	—
17	市営藤沢住宅	第3棟	藤沢町	RC	3	1,145	平成4年 新	—	—
18	岩名運動公園	陸上競技場メインスタンド	岩名	RC	3	2,078	平成8年 新	—	—
19	中央公民館	管理集会棟 講堂	鎌木町	RC	3	2,072	昭和51年 旧	0.63	新耐震相当
20	根郷公民館	公民館	城	RC	3	1,748	平成4年 新	—	—
21	志津図書館	図書館	西志津	RC	3	5,122	平成7年 新	—	—
22	美術館	美術館	新町	SRC	5	5,041	平成6年 新	—	—
23	市民体育館	体育館	宮小路町	RC	4	6,473	昭和55年 旧	0.40	補強済
24	佐倉幼稚園	園舎	鎌木町	RC	2	1,489	平成3年 新	—	—
25	佐倉小学校	教室棟	新町	RC	3	1,576	昭和47年 旧	0.48	要補強
26	佐倉小学校	教室棟・給食室棟	新町	RC	4	2,044	昭和48年 旧	0.46	要補強
27	佐倉小学校	管理・特別教室棟	新町	RC	4	1,454	昭和48年 旧	0.63	新耐震相当
28	佐倉小学校	体育館棟	新町	RC	2	1,191	昭和55年 旧	0.34	要補強
29	佐倉小学校	特別教室・教室棟	新町	RC	4	1,517	昭和55年 旧	0.47	要補強
30	内郷小学校	管理及び教室棟	岩名	RC	3	1,602	昭和54年 旧	0.36	要補強

No.	施設名称	建物名称	所在地	構造・規模等	延床面積 (m <sup>2</sup> )	耐震基準	耐震改修指標 (最小S値)	耐震対策
31	臼井小学校	教室棟	臼井	RC 3	1,076	昭和51年 旧	0.31	要補強
32	臼井小学校	教室棟	臼井	RC 3	497	昭和54年 旧	—	—
33	印南小学校	教室棟・配膳室棟	臼井	RC 3	1,943	平成14年 新	—	新耐震相当
34	印南小学校	教室棟・給食室棟	印南	RC 3	1,353	昭和50年 旧	0.82	新耐震相当
35	印南小学校	普通教室棟	印南	RC 3	1,073	昭和56年 旧	0.68	新耐震相当
36	千代田小学校	管理及び教室棟	吉見	RC 3	1,516	平成3年 新	—	—
37	千代田小学校	管理及び教室棟・給食室棟	吉見	RC 3	1,251	昭和54年 旧	0.49	要補強
38	上志津小学校	教室棟	上志津	RC 4	1,784	昭和61年 新	—	—
39	上志津小学校	教室棟	上志津	RC 2	1,776	昭和48年 旧	0.34	要補強
40	志津小学校	教室棟	上座	RC 2	1,145	平成2年 新	—	—
41	志津小学校	管理及び教室棟	上座	RC 3	1,381	昭和49年 旧	0.57	要補強
42	志津小学校	体育館棟	上座	RC 2	1,309	平成10年 新	—	—
43	下志津小学校	管理棟・教室棟	中志津	RC 3	1,355	昭和42年 旧	0.61	新耐震相当
		管理棟・教室棟	中志津	RC 3	978	昭和44年 旧	0.42	要補強
		管理棟・教室棟	中志津	RC 3	345	平成2年 旧	—	—
44	下志津小学校	教室棟	中志津	RC 3	1,262	昭和46年 旧	0.51	要補強
45	南志津小学校	教室棟	下志津原	RC 4	2,721	昭和49年 旧	0.45	要補強
46	南志津小学校	管理棟	下志津原	RC 4	1,632	昭和52年 旧	0.60	新耐震相当
47	南志津小学校	体育館棟	下志津原	RC 1	1,041	平成18年 新	—	—
48	根郷小学校	教室棟	城	RC 2	1,385	昭和52年 旧	0.53	要補強
49	根郷小学校	教室棟	城	RC 3	1,308	昭和54年 旧	0.45	要補強
50	根郷小学校	管理及び教室棟・給食室棟	城	RC 3	2,178	平成8年 新	—	—
51	根郷小学校	体育館棟	城	RC 1	1,232	平成10年 新	—	—
52	和田小学校	管理及び教室棟	直彌	RC 2	1,091	昭和43年 旧	0.27	要補強
53	弥富小学校	管理及び教室棟・給食室棟・幼稚園	岩富町	RC 2	2,264	昭和58年 新	—	—
54	井野小学校	管理及び教室棟	井野	RC 3	2,384	昭和46年 旧	0.40	要補強
55	井野小学校	教室棟	井野	RC 3	1,214	昭和50年 旧	0.55	要補強
56	佐倉東小学校	管理棟・教室棟・給食室棟	将門町	RC 3	4,554	昭和50年 旧	0.48	要補強
57	西志津小学校	一般・特別教室棟・給食室棟	西志津	RC 4	3,361	昭和52年 旧	0.38	要補強

No.	施設名稱	建物名稱	構造・規模等		建築年	耐震基準	構造的震度指標 (最小値)	耐震対策
			構造	層数				
58	小竹小学校	管理棟	RC	3	2,318	昭和53年	旧	0.74
59	小竹小学校	校舎・給食室棟	RC	3	1,624	昭和53年	旧	0.75
60	間野台小学校	管理及び特別教室棟	RC	3	1,931	昭和53年	旧	0.81
61	間野台小学校	普通教室棟・給食室棟	RC	3	1,998	昭和53年	旧	1.00
62	王子台小学校	普通教室及び特別教室棟	王子台	RC	3	2,691	昭和53年	—
63	王子台小学校	管理及び特別教室棟	王子台	RC	3	1,700	昭和53年	—
64	王子台小学校	体育館棟	王子台	RC	2	1,142	昭和60年	—
65	青音小学校	管理及び普通教室棟	宮ノ台	RC	3	2,827	昭和61年	新
66	青音小学校	特別教室・給食室棟	宮ノ台	RC	2	1,248	昭和61年	新
67	青音小学校	体育館棟	宮ノ台	RC	2	1,189	昭和61年	新
68	寺崎小学校	管理及び特別教室棟	大崎台	RC	3	2,013	昭和62年	新
69	寺崎小学校	普通教室棟	大崎台	RC	3	1,897	昭和62年	新
70	寺崎小学校	体育館棟	大崎台	RC	2	1,165	昭和63年	新
71	山王小学校	体育館棟	山王	RC	2	1,370	平成1年	新
72	山王小学校	管理・普通教室及び特別教室棟	山王	RC	3	4,380	平成元年	新
73	山王小学校	普通教室棟	山王	RC	2	1,201	平成4年	新
74	染井野小学校	普通教室棟	染井野	RC	3	2,919	平成11年	新
75	染井野小学校	体育館棟・給食室棟	染井野	RC	2	2,047	平成11年	新
76	染井野小学校	特別教室棟	染井野	RC	2	1,428	平成11年	新
77	白銀小学校	校舎・給食室棟	白銀	RC	3	3,863	平成16年	新
78	白銀小学校	体育館棟	白銀	RC	1	1,255	平成16年	新
79	佐倉中学校	管理及び特別教室棟	宮小路町	RC	2	1,208	昭和34年	旧
80	佐倉中学校	体育館棟	宮小路町	RC	2	2,861	平成9年	新
81	志津中学校	管理及び教室棟	井野	RC	3	1,274	昭和38年	旧
		管理及び教室棟	井野	RC	3	852	昭和40年	旧
82	志津中学校	管理及び教室棟	井野	S	2	1,097	昭和43年	旧
83	志津中学校	普通教室棟	井野	RC	3	1,566	昭和53年	旧
84	志津中学校	普通教室棟	井野	RC	3	1,574	昭和55年	旧
85	上志津中学校	管理及び教室棟	上志津	RC	4	2,450	昭和48年	旧
86	上志津中学校	教室棟	上志津	RC	4	1,731	昭和50年	旧
							0.42	要補強
							—	—

No.	施設名称	建物名称	所在地	構造・規模等		建築年	耐震基準	耐震耐震指標 (想定IS値)	耐震対策
				構造	階数				
87	上志津中学校	教室棟	上志津	RC	4	1,747	昭和54年	旧	0.34
88	上志津中学校	体育館棟	上志津	RC	2	2,083	平成17年	新	—
89	南部中学校	特別及び普通教室棟	神門	RC	2	916	昭和36年	旧	0.42
90	南部中学校	特別及び普通教室棟	神門	RC	2	485	昭和36年	旧	要補強
91	南部中学校	管理・特別及び普通教室棟	神門	RC	3	2,260	昭和57年	新	—
92	臼井中学校	体育館棟	神門	RC	3	2,383	平成12年	新	—
93	臼井中学校	管理及び特別教室棟	臼井	RC	4	2,594	昭和51年	旧	0.31
94	臼井中学校	普通教室棟	臼井	RC	4	1,739	昭和51年	旧	0.44
95	井野中学校	普通教室棟及び特別教室棟	宮ノ台	RC	4	1,985	昭和56年	旧	0.38
96	井野中学校	特別教室及び管理室棟	宮ノ台	RC	4	2,735	昭和57年	新	—
97	井野中学校	普通教室棟	宮ノ台	RC	4	2,401	昭和57年	新	—
98	佐倉東中学校	体育館棟	宮ノ台	RC	2	1,553	昭和57年	新	—
99	佐倉東中学校	管理・普通教室及び特別教室棟	高岡	RC	4	6,079	昭和62年	新	—
100	臼井西中学校	体育館棟	高岡	RC	2	1,504	昭和63年	新	—
101	臼井西中学校	管理及び特別教室棟	臼井台	RC	3	3,066	昭和63年	新	—
102	臼井西中学校	特別教室棟	臼井台	RC	3	2,293	昭和63年	新	—
103	西志津中学校	管理及び普通教室棟	西志津	RC	3	5,84	昭和63年	新	—
104	西志津中学校	体育館棟	西志津	RC	2	1,491	昭和63年	新	—
105	臼井南中学校	管理棟・特別教室棟・普通教室棟	染井野	RC	3	5,571	平成7年	新	—
106	臼井南中学校	体育館棟・給食室棟	染井野	RC	3	3,040	平成7年	新	—
107	根郷中学校	普通教室・管理棟	山王	RC	3	3,557	平成9年	新	—
108	根郷中学校	体育館棟	山王	RC	2	2,350	平成9年	新	—
109	根郷中学校	特別教室棟	山王	RC	3	1,975	平成9年	新	—

構造 S:鉄骨造、RC:鉄筋コンクリート造、SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造

Is値:(Seismic Index of Structure)構造体の耐震性能を表す指標であり、この値が大きいほど耐震性能は高くなります。